

技術のおたずねにこたえて

【おたずね】

最近木炭の利用が話題となっていますが、木炭を農業用の土壌改良材として、売るときどのような表示が許されていますか。

(H T生)

【おこたえ】 昔から、木炭は土壌改良材としてあちこちで利用されていたようですが、これが大量に使われるようになったのは、昭和59年に地力増進法が制定され、昭和61年にその施行令に木炭が追加になってからです。

木炭は多孔質ですから、水を始めとするさまざまな液体や気体を物理的に吸着する性質があります。また、土壌の透水性改善に有効なことが知られています。さらに、その孔は微生物の住みかになります。たとえば豆類の場合には、VA菌根菌が付きやすくなるようです。

木炭には種々の製法があり、原料の樹種もさまざまなので、その物性は一樣ではありません。土壌改良資材品質表示基準が昭和62年に改正され、表示内容がある程度決められています。すなわち、製品の性質が分かるように、以下の例のような表示をすることになっています。

土壌の酸度、作物の種類によって適度に増減して使います。

(林産試験場 物性利用科)

地力増進法に基づく表示例

地方増進法に基づく表示

土壌改良資材の名称	〇〇〇〇〇
土壌改良資材の種類	木炭
表示者の名称	〇〇〇〇株式会社
および所在地	北海道〇〇市〇〇町〇〇番地
正味量	15kgまたは30ℓ
原料	〇〇〇〇を炭化したもの(広葉樹、針葉樹)
単位容積質量	1リットル当たり0.〇〇キログラム
用途(主たる効果)	土壌の透水性の改善
施用方法	(ア) 標準的な施用量 この土壌改良資材の標準的な施用量は、10アール当たり〇〇リットルです。 (イ) 施用上の注意 この土壌改良資材は、地表面に露出すると風雨などにより流出することがあり、また、土壌中に層を形成すると効果が認められないことがありますので、十分土と混和して下さい。